

終章 戦後日本労働争議論〔討論〕

世藤田若雄・塩田庄兵衛著『戦後日本の労働争議』(御茶の水書房、一九六三年)

一 争議調査の方法と課題

戸塚 秀夫

はじめに

本来でしたら、こういう労働争議調査の方法論という問題提起をするとなれば、今までの労働争議研究がどのように行なわれて来たかを広く調べてから問題提起をするのがたてまえでなければ、時間的に充分に余裕がないということに加えて、それを一人でするということは私の能力を越える問題だと思っております。従来労働争議研究は、必ずしも経済学者だけでなく社会学者、政治学者、心理学者たちによって、つまり社会諸科学の分野で広く研究が行なわれて来ています。したがって事実上私が殆んどわからない分野の研究があるわけですから、私としては、私自身がこの調査のチームの一員としてうけもった事例

出席者
(五十音順)

石井弥二郎	氏原正治郎	坂田 和恒	塩田庄兵衛
清水 慎三	白井泰四郎	高橋 洗	戸塚 秀夫
中林賢二郎	藤田 若雄	森 直弘	

調査の中で暗中模索しながら考えた若干の方法的な問題と、戦後に欧米で出たいくつかの文献にあたってみた中で考えついた若干の方法上の問題を、討論の口火を切るという意味で提起してみることになります。

争議研究のための四つの文献

- まず、文献について次の四点をあげたいとおもいます。
- I ウォーナー、ロー共著「近代工場の社会的組織」(W. L. Warner & J. O. Low: The Social System of Modern Factory, 1947)
 - II ノウルズ著「ストライキ——労働争議の一考察——」(K. G. J. C. Knowles: Strike—A Study in Industrial Conflict, 1954)
 - III コルンハウザー他編「労働争議」(Kornhauser and Others: Industrial Conflict, 1954)

IV ロス、ハートマン共著「労働争議の類型的研究」(A. H. Ross & P. T. Hartman: Changing Pattern of Industrial Conflict, 1960.)

I はアメリカの事例研究で産業社会学の分野で重視されている労作、II はイギリスの事例研究で、一九一一年から四七年までの歴史的叙述と統計的分析で、経済学と社会学の交叉をストライキ研究で試みたものです。III はコロンハッザーの他に、デュービン、アーサー・ロスの編者を中心となつた、経済学、心理学、政治学研究者のチームによつて書かれたもの。最後のロスとハートマンの共著は制度学派の研究方法といふことができずが前三著にない面白い問題提起をしています。(IVの内容については戸塚秀夫の同書書評、明大政治経済研究所「政経論叢」第31巻第3号参照)

ここでは文献紹介をする余裕がありませんので、これらの本をよんで感じとつた若干の問題について問題提起をしていきたいと考えます。

科学として争議研究の課題

方法論としてまず考えなければいけないと思ふのは、科学としての労働争議研究はいかにして可能かという問題、科学としての労働争議研究の課題は何かという問題です。大正二年に旧社会学会が労働争議についての学会を開いているのですが、あの記録をよみ返してみますと、そこに一つの典型があ

ると思ふます。かなり多くの争議研究の中で、争議は戦時の異常現象であるということだけに関心がそがれ、それをいかにして解決するか、つまりいかにして平時の現象に戻していくかという観点にたつて、各研究者が各々のイデオロギーの立場から、あれこれの解決策を書きつづつているにとどまっているのが多い。とくに、右のイデオロギーだけでなく、左のイデオロギーの場合でも、他の問題でならば没価値的なアプローチ(研究)をしておられる方が、労働争議についてはご自分の価値理念から、単なる評論にすぎないものをはんらんさせているといふことが注目できるのではないか。

そういう制約から解放されるためにはどうしたらいいかということについて、私なりに考えました結論を申し上げますと、労働争議をその基礎にある正常な(ユージュアルな)労働関係との密接な連関においてそれに内在する矛盾の結晶を、労働争議の中に見出すという観点を設定していくべきではないか。われわれとしては、この争議研究の中で異常現象の分析を通して正常な労働関係自体に内在する矛盾をダイナミック(動態的)につかまえていくということを争議研究の課題として設定できるのではないかと考えます。

分析用具としての媒介項

それでは、次の問題としては、そのような観点で労働争議を研究する場合にいかなる筋道があるのかということが当然問題

になります。私の考えを結論的に申しますと、正常な労使関係と労働争議との連関を考える場合には、労働争議における当事者、これは複数の行動主体としてあらわれるわけですが、この複数の行動主体の社会的性格を丹念に追及するという媒介項を設定しなければならぬだろう。いわばその媒介項を分析用具としてつかうことによって、労働問題研究の中で相対的に独自の分野として、争議研究の領域が開けてくるのではないかと考えるのです。従来の労働争議史研究においては労使双方のおかれていた経済的・政治的状况を平面的に叙述して、それをいわば労働争議のバックグラウンドであると指摘するだけで終わっているものがよくあるのですが、こういう認識の段階だけでは私が先ほどのべたような連関というものはどうしても明らかにならない。もともと労働争議というものは、労使関係での当事者が、各々の政治的・経済的条件に制約されながら、しかもそれを有利にかえようとして行なう行動の結果として生ずる現象ですから、現実にも利害を計算し、決意し、行動する主体の社会的性格を具体的に分析することが不可欠です。行動主体の社会的性格自体はその初発では、与えられた客観的条件に制約されていますし、それが又争議の展開過程を規定しているのですが、同時に争議を通じてその社会的性格が変化するという関係にもあるのですから、その変化を追求することを通して、実は、その行動主体を含む正常な（ニュージャルな）労使関係全体の中で労働争議がニュージャルな労使関係全体にどういう衝撃

を与えたかということが具体的につかまえられるだろうと思えます。

先にあげたノールズがあの本の中で、左翼的な連中が奇妙なことにストライキの諸結果について実にラフな研究しかしていないということに注意しています。やはりこの問題も、争議の中でどのように行動主体の性格変化がおこるかという点の分析を媒介項とすることによって、具体的に追求できるのではないかと私は考えます。

行動主体の社会的性格

次の問題として、一体そこでいう行動主体の社会的性格とはどういうものか、またそれを媒介項としてどういう争議の理論が構成されるかということが問題になってくると思えます。

そのことについて次の点だけを問題提起の意味で指摘しておきたいと思えます。

経済学者が労働争議の理論を構成した数少ない事例の一つとして、ご存知のようにヒックスのモデル（理論）があるわけですが、ヒックスはそのモデルの中で若干の留保条件をつけながらも、ストライキというのは基本的に相手方の事情についてのインフォメーション不足、それから両当事者の冷静な損益計算による判断の欠如というものによって起るものであって、労使間の充分なコミュニケーションがあれば、合理的な経済人としての両当事者はより少ない損失を選択する中で、利害の一致点を

見出しうるものであるという主張をしたわけですから。その場合にヒックスは団体交渉制度をうけいれている経営者と、ビジネス・ユニオンイズム（経済主義的組合主義）を信条とする労働者とをいわば両当事者の社会的性格として前提していたということがこの場合大切だと思うのです。実はヒックスのモデルの理論的境界というのは、私の考えではこの点にあるのでして、現実の労使関係の両当事者の社会的性格というものは、けっしてヒックスの前提したような単純な規定ではとらえられないものだという事です。現実には、団体交渉制度をうけ入れない経営者、あるいはビジネス・ユニオンイズムを排する労働者がいるわけですし、たとえ数歩ゆずって、ビジネス・ユニオンイズムを前提とする労働者だけを考えたとしても、あるいは団体交渉制度をうけ入れている経営者だけを考えたとしても、両当事者がどういう時間的ものさしで損益計算を行なうかということ、それから両当事者が各々の損益計算をする時にどの範囲までの人間を当事者として意識するかという問題が現実には大へん重要なこととしてあるので、その問題をいれないと現実の分析に役立つようなモデルは描けない。彼のいう譲歩曲線なり抵抗曲線は描けないというのが本当のところだと思います。つまり私が強調したいのは複数の行動主体が利害を計算し、予測する場合の基準、あるいは座標軸といってもいいのですが、その座標軸自体が行動主体の社会的性格によって変化するということが肝心の問題だろうと思うのです。またそれにつけ加えて、複数の行

動主体がその利益を追求する方法はつねに複数あるということがもう一つ問題としてあるわけで、つまり、どのような方法によって自分達の利益を追求するかということについては、つねに選択如何が労働争議現象の規定要因として重要な意味をもっているのですが、そういう選択は何によって規定されているのかということを考える場合にも、また行動主体の社会的性格を重視しなければならぬと思います。つまり、損益計算の座標軸も、選択の方向自体も、行動主体の社会的性格によって変化しているというのが現実だろうと思うのです。

争議を規定する要因

以上、従来のエコノミストのやった争議理論を、かんたんに反省してみました。それはわれわれとして労働争議の規定要因としてどういう要因を重視したらいいのか、ということに積極的に出さねばならないと思うのです。私はそれを四つにまとめて考えてみたかどうかと思っています。

第一に、これは多くの人によって共通に強調されて来たことですが、資本主義経済の運動に伴って、国民各層の生活にどういう経済的な変化が生じてくるか、労使関係の当事者にどういう利害、得失が、経済的な諸条件から及ぼされてくるか、という問題。この第一の要因が労働争議研究においても基礎的な意味をもっているのですけれども、この基礎的な要因のはたらかきを現実の争議分析の中でとらえるにはどういうプロセス（過

程)を経なければならぬか、ということが重要な問題だということである。第二は、労使の当事者がその利益を追求する場合に、どのような手段が現実存在するかということである。労働組合が合法的な存在となつていくかどうか、国家が労働条件の決定に果している役割は現実はどうなつていくのか、国家の政策決定に労働者が影響を与えうるルートが現実どう開けて来ているか労働者政党の性格、あるいはその強さ弱さという諸問題、広い意味での労使をとりまく政治的諸条件。

この第二の要因までは、多くの労働争議研究の中でも指摘されて来ていることだと思ひます。しかし前述のように両行動主の社会的性格の分析を媒介項として設定していかなければならぬとすると、第三の要因として労働者側の団結の形態とその特質がとらえられねばならないことである。運動のなかでソリダリティ(連帯性)が形成されるわけですが、そのソリダリティの形成範囲、集中度、これは具体的には組合がどのような組織構造をもっているかということ、ソリダリティの中に貫ぬいているリーダー・シップの性格などが重要な要因になつてくるだらうと思ひます。

第四の要因として、経営者側の団結の形態と特質が、労働者側のそれと対応する形で問題にされなければならぬ。その場合に重要なことは、経営者側が団体交渉の慣行をうけ入れているか、またうけ入れているとすればどのような形か、そのうけ入れ方と国家の労使関係に対する干渉の度合がどのような開

係になつていくかということなどが具体的に重要になつてくると思ひます。

この四つの要因の変化を考える中で、一八、一九世紀以来、おこつて来た世界各國の労働争議の諸現象を全体的に把握していく道が開けてくるかもしれない。私としてはそういう気持をもつています。

争議要因の相互連関

最後に少しばかり注釈を加えさせていただけば、この四つの要因の相互連関はどうなのかということが当然問われると思ひます。この四つの要因が密接な相互依存関係にあるということは明らかですし、また、第一の要因がその他三つの要因を規定している基礎的要因だということは間違いない。しかし労働争議研究にとって重要なことは、第一の要因が第二、第三、第四の要因に影響を与えてくるまでに、一定の時間的ずれがあるという問題だと思ひます。したがつて現実には、第二、第三、第四の要因が第一の要因とは相対的に独自の運動をしているかのようなあらわれ方をしていることがあるということです。第一の要因とは、具体的に申しますと、ある時期における雇用失業の状態、ある時期の賃金の状態、物価の状態、利潤の状態というようなことになつてくるわけですが、こういう要因と労働争議現象との距離というものはかなりあるわけです。ウォーナー、ローなどの産業社会学者のやつた仕事のねらいはそこにあ

るのであって、従来のエコノミストのやった仕事が経済的な条件というのを単純に強調しすぎている。つまり競争現象を規定している他の重要な社会的要因を無視しているわけで、そこに彼らの仕事の意味があったのですが、これと同じことはノールズなども指摘しています。こういう中で私が大切だと思えますのは、第二、第三、第四、とりわけ第三、第四の要因が相対的に独自の運動をしているかにも見える根拠があるのだということでもあります。

それから第二に注釈として加えておきたいのは、この四つの要因は、資本主義経済の歴史的発展にともなって変化せざるを得ないということです。これは第一の要因が変化するのですから、それに応じて変化するという構造があるのも当然といえますが、その変化を問題にする場合に、短期的変化ということと長期的変化ということを一応わけて論議していかねばならないと思います。つまり現実の労働争議というものは、短期的変化Ⅱフラクチュエーションにさらされているのと同時に、その変化を通じて長期的に変化していくという関係があるわけで、私達はそれをいわば段階論的に整理してかかる必要があると思います。先にふれましたロスとハートマンの作業というのは、そういう意味で注目される仕事のひとつだろうと思います。これは約半世紀にわたる一五ヶ国の競争現象を比較典型的に検討する中で、北欧系の諸国における競争現象の消滅化傾向を問題として指摘しているのですが、それが歴史的必然性であるかどうか

かは大いに疑問があると思いますが、ともかく、長期的な傾向という意味で私達も私達なりに整理しなければならぬ問題であると思います。日本の労働争議の特質もそのような作業をふまえることによって、はっきりしてくるのではないかと思えます。